

# 仕 様 書

## 1. 委託業務名

信州大学放送公開講座に係る放送番組の企画・制作及び放送委託業務

## 2. 委託業務の概要

- ① 本学が計画する放送公開講座を企画・収録・編集し、信州大学放送公開講座番組（以下「番組」という。）（30分）を制作し、長野県内全域で放送を行う。
- ② 委託期間は、請負決定日から平成25年3月31日までとする。

## 3. 委託業務の内容

- ① 請負者は、1回あたり30分の放送番組を6本企画・制作・放送するものとする。
- ② 請負者は、各放送番組の構成、素材、取材、編集、収録及び監修等について、企画提案に基づいて放送局制作担当者と本学講師が直接十分な打合せを行い、制作するものとする。
- ③ 請負者は、平成25年2月28日までの、土曜日もしくは日曜日の正午～午後6時の間に、長野県内全域を放送対象地域とする民間放送局で放送を行うものとする。
- ④ 請負者は放送前に、本学の放送公開講座企画責任者に制作した番組の確認をとるものとする。
- ⑤ 請負者は、本学担当者と十分な打合せの上、15秒の番組告知CM素材を1番組につき1本制作するものとする。
- ⑥ 請負者は、制作した番組告知CMを、各放送番組の放送日の1週間前から放送時間前までの7時～24時の間に2回以上放送するものとする。
- ⑦ 請負者は、本学担当者と十分な打合せの上、本学が提供する15秒の広報CM（テレビスポット）を番組のCM枠において1回放送するものとする。
- ⑧ 請負者は、放送番組の放送終了後、放送番組毎に収録したDVD2本およびMPEG2データを信州大学研究推進部産学官地域連携課へ直ちに納入するものとする。

## 4. CMの取扱い

請負者において番組提供者（以下「スポンサー」という。）を選定し、1番組につき本学が提供する15秒の広報CMを含めて3分以内のスポンサーのCMを番組の中で放送することは差し支えないものとする。ただし、スポンサーについては、本学放送公開講座企画責任者に事前に確認し、了承を得るものとする。

## 5. 代金の請求方法

請負者は、全ての放送が終了し、かつ放送番組毎に収録した全てのDVDおよびMPEG2データを信州大学研究推進部産学官地域連携課に納入後に代金を請求するものとし、請求書は信州大学財務部経理調達課に送付するものとする。

## 6. 代金の支払方法

代金は、完了後1回に支払うものとする。発注者は適正な支払請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。

## 7. 請負条件

- ① 平成24年度信州大学放送公開講座実施計画書（詳細内容は、請負者と打ち合わせの上決定）及び本仕様書に基づき実施するものとする。

- ② 請負者は業務の確実な処理に誠実に対応する。また、緊急の場合にも対応できる体制を整え、事前に本学の放送公開講座企画責任者に連絡するものとする。
- ③ 番組制作責任者は教育、研究系の番組制作に十分な経験を有する者があたる。
- ④ 取材に係わる交通費などのすべての経費は契約額に含む。
- ⑤ 取材および編集に係わるカメラ、ビデオ、マイク、照明など必要な機材及び移動用車両などについては全て請負者が準備する。

#### 8. 特定の媒体への二次活用

制作した番組は、本学が開設する動画チャンネル（WEBストリーミング）及び教育素材（e-Learning コンテンツなど）の特定媒体で二次使用できるものとする。

二次使用にあたっては、著作権料など新たな権利処理の費用および、基本的にはWEBストリーミング期間の制約などが発生しないよう、番組放送と一括の権利処理を請負者が行うものとする。但し、上記媒体に使用するにあたっては、放送番組以外の素材との結合は行わないものとし、再編集に伴う編集責任は本学が負うものとする。

#### 9. 下請会社の権利処理

制作に係る第3者が本学の二次使用を妨げないよう、請負者の下で権利処理を行うものとする。

#### 10. その他

その他不明な点については本学の放送公開講座企画責任者の指示によるものとする。